

安全保障輸出管理に関する誓約書

慶應義塾長 殿

慶應義塾への入学に際し、次の事項を遵守することを誓約します。

1 在籍中（休学期間および留学期間を含む。以下同様。）、無断で慶應義塾の所有物の提供及び慶應義塾外への持ち出しを行いません。

次のいずれかに該当する場合には、指導教員（受入教員）に相談するとともに、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令並びに慶應義塾の定める内部規定に従い所定の手続を行います。

- ① 研究上の技術情報を在籍中に外国において提供し、若しくは非居住者や非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」*に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを卒業（修了）・退学後に提供することが在籍中に明らかとなった場合
- ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在籍中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを卒業（修了）・退学後に輸出することが在籍中に明らかとなった場合

2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

3 卒業（修了）・退学後、次のいずれかに該当する場合であって、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行います。

- ① 慶應義塾より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し、又は非居住者若しくは特定類型に該当する者に対して提供しようとする場合
- ② 慶應義塾における研究上の使用機器若しくは使用材料、又は慶應義塾での研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

4 卒業（修了）・退学後、慶應義塾より提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

年 月 日

受験番号

氏名

*「特定類型」について…経済産業省が提供する資料 P.4 をご確認ください。